



その「いいね！」大丈夫ですか？ ——SNS関連の最新事例をご紹介します

東京リベルテ法律事務所 弁護士 **國松 崇**

◆——増加するSNSを巡るトラブル

近年のSNSの発展は凄まじく、若い世代を中心に、情報収集ツールとして今や生活になくてはならない地位を占めるようになってきました。TwitterやFacebookなどテキストベースのサービスから、Instagram、YouTube、TikTokなど画像・映像コンテンツをベースとするサービスまで、用途に合わせてその種類もどんどん増え、IT技術の発展とともに、この傾向は今後も続いていくものと思われます。

当然のことながら、こうした動きに合わせてSNSを巡るトラブルも増加しており、これまで沢山の裁判例が積み上げられてきました。思わぬところでトラブルに巻き込まれないために、今回は、SNS上の行為として一番ポピュラーな「いいね」という行為について、最新の情報をアップデートしておきましょう。

◆——「いいね」は法的にどう評価されるか？

いわゆる誹謗中傷に当たるような投稿は、法的には「名誉棄損罪」（刑法230条第1項）や「侮辱罪」（刑法231条）に当たるおそれがあり、刑事罰の対象となり得ます。また、民事的には「不法行為」（民法709条）として損害賠償等の請求を受ける可能性があります。

TwitterやFacebookなどには、いわゆる「いいね」ボタン（英語版だと「LIKE」ボタン）が実装されており、特定の投稿に対して、閲覧者が気軽にリアクションを取ることができるように設計されていますが、特定人を誹謗中傷する投稿記事に対して「いいね」ボタンを押す行為は、法的にはどのような評価を受けるでしょうか。

最近、「Twitter上の誹謗中傷に当たる投稿に『いいね』を押した（投稿者は別）ことは不法行為に当たるか？」という点が争点となった事件がありました。第一審は、Twitterの「いいね」ボタンは、備忘録（ブックマーク）的な使い方もされるなど、その利用態

様は様々であること等を指摘した上で、必ずしも当該ツイートに賛同を示すものとは限らないとして、不法行為の成立を認めませんでした（東京地裁令和4年3月25日判決）。一方、控訴審においては、一審と同じく「いいね」は多義的であるという前提に立ちつつも、より具体的に行為者の一連の行動やこれまでの経緯を振り返り、少なくとも今回の「いいね」は、誹謗中傷ツイートに賛同を示すものと認定、結論として不法行為責任を認めました（東京高裁令和4年10月20日判決）。

その後、この事件は最高裁に上告されたようですが、現時点で、東京高裁判決という高い先例的価値を持つ裁判所で、具体的状況によっては、誹謗中傷ツイートに「いいね」を付けることが不法行為になると認められている（要するに「聖域はない」という判断）ことは大変重要です。

皆さんは、応援している人や、仲の良い友人の投稿に、あまり内容を気にしないで「いいね」を押してしまった経験はありませんか？ SNSをやっている人ならば、誰もが気軽にやっしまいそうな日常的な行為ではないかと思います。状況次第では、このような行為から法的責任が生じるおそれがあるということです。やはり今後はより注意が必要になるでしょう。きちんと内容を確認した上で、「いいね」を押すように心がけることが大切です。

◆——SNS上の誹謗中傷問題は社会課題

今やSNS上の誹謗中傷問題は、現代の情報社会の大きな課題です。インターネットを中心とする技術やサービスがどんどん進歩していく中で、「表現の自由」という普遍的な価値の保障を維持しつつ、どのように個人の名誉や感情、あるいはプライバシー守っていくのか。これには非常に繊細で難しい舵取りが求められるでしょう。司法だけでなく、立法・行政も入れた三位一体で取り組むべき重要な問題だといえます。